

## ○被扶養者の認定・取消

### ・概要

- (1) 新たに被扶養者の要件を備える人が生じたときは、その事由発生日から30日以内に申告書を提出すれば事実発生日から認定される。
- (2) 被扶養者としての要件を欠くに至ったときは、直ちに申告書を提出すること。  
要件を欠いた日に遡及して取消が行われる。

### ・関係法令等

- (1) 地方公務員等共済組合法第55条
- (2) 地方公務員等共済組合法施行規程第94条

### ・認定手続

事項	処理時期	手続先	手続内容
被扶養者の認定	該当者が発生したらただちに	学校	(1) 給与条例上の扶養親族と同時に手続する場合 ※ 所属において、給与条例上の扶養親族認定を初めに行う
		福利課	(1) 給与条例上の扶養親族と同時に手続する場合 ① 被扶養者認定申告書（申告書には学校で収受印を押印し学校控はコピーをとる） 添付書類 * 個人番号記入様式 * 国民年金第3号被保険者関係届（配偶者のみ） * 扶養親族届の写し  (2) 給与条例上の扶養親族に該当しない場合 ① 被扶養者認定申告書（申告書には学校で収受印を押印し学校控はコピーをとる） 添付書類 * 認定を受ける被扶養者別に定められた添付書類 * 所得証明書 学生等（義務教育終了前及び高校生（全日制）を除く全ての者）の認定の場合は必須 ※ 同居条件者が別居したとき取消手続を忘れないこと ※ 学校の収受印、給与担当者証明を忘れないこと
	認定受通知後	学校	(1) 認定通知書、組合員被扶養者証収受 (2) 組合員・被扶養者現況表を整理する (3) 組合員被扶養者証を交付する

・取消手続

事項	処理時期	手続先	手 続 内 容
被扶養者の取消	該当者が発生したらただちに	学校	(1) 給与条例上の扶養親族と同時に手続する場合 ※ 所属において、給与条例上の扶養親族認定を初めに行う
		福利課	(1) 給与条例上の扶養親族と同時に手続する場合 ① 被扶養者取消申告書（申告書には学校で収受印を押印し学校控はコピーをとる） 添付書類 * 組合員被扶養者証 * 扶養親族届の写し  (2) 給与条例上の扶養親族に該当しない場合 ① 被扶養者取消申告書（申告書には学校で収受印を押印し学校控はコピーをとる） 添付書類 * 組合員被扶養者証 * 高齢受給者証・各種認定証（発行を受けていた方のみ） * 被扶養者としての要件を欠くに至ったことが確認できる書類 （健康保険証の写、雇用通知書の写、辞令の写、確定申告書の写等）  (3) 被扶養者が75歳の誕生日を迎えた場合 ① 被扶養者証返納書（後期高齢者医療制度資格取得の場合） 添付書類 * 組合員被扶養者証 * 高齢受給者証 ※75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となり、共済組合の被扶養者の資格を喪失するため
被扶養者の取消	取消通知書受理後	学校	(1) 取消通知書収受 (2) 組合員・被扶養者現況表を整理する
		市町村	(1) 配偶者の取消で第1号被保険者に種別変更となる場合 ① 国民年金被保険者関係届（窓口備付） ② 印鑑 ③ 所属所発行の資格喪失証明書 ④ 年金手帳（配偶者の基礎年金番号が記載されたもの） ※配偶者本人が居住する市区町村で国民年金被保険者の種別変更を行う

以 下 余 白